

地域経済に関する重点提言

活力ある地域を形成し、地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組を支援すること。
 - (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。
 - (3) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継の推進が図られるようマッチングや税財政措置の拡充など幅広い支援を行うこと。
 - (4) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸等を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
 - (5) 新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者等の創業促進に資する支援策の拡充など、雇用創出に向けた施策を推進すること。
3. 観光振興施策に対する支援強化
 - (1) 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
 - (2) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。

特に、観光施設等における多言語対応など、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

- (3) 民泊を本格解禁する「住宅宿泊事業法」が平成30年6月15日に施行されたが、民泊事業については、騒音、防犯などに対する住民の不安解消に努めつつ、健全な普及が図られるよう制度を運営すること。

4. 空き家等対策の推進

- (1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充し、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。
- (2) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等の除却等に要する経費に係る財政措置を講じること。

また、都市自治体の主体的な取組を後押しする観点から、様々な特性等に応じた取組事例や課題等を明らかにしたうえで、同法の見直しを検討すること。